

經濟論叢

第109卷 第3号

山岡亮一教授記念號

献 辞	降 旗 武 彦	
經濟成長と貧困	島 恭 彦	1
朝 鮮 紀 行	松 井 清	19
西ドイツ農業の構造変化	大 藪 輝 雄	39
マルクスの「個人的所有」論について	福 富 正 実	58
ビスマルク体制期のシュレージェン州における ユンカー的土地所有	大 月 誠	76
現代アメリカ農業における不動産抵当債務	中 野 一 新	103
沖縄におけるドル切替え	小 野 一 郎	131

山岡亮一 教授 略歴・著作目録

昭和47年3月

京 都 大 學 經 濟 學 會

現代アメリカ農業における不動産抵当債務

中 野 一 新

はじめに

現代の合衆国農業の土地所有構造を、主として借地制度の側面から分析した別稿では¹⁾、近代的植民の開始以来、合衆国農民の典型とみなされてきた家族農場の基礎をなす農民的土地所有が、農業生産の資本主義的性格の深化に規定されて、資本制的土地所有へと転化しつつある傾向を検出した。ところで、この土地所有の資本制的形態への転化、土地所有と農業経営の「自立的分離」²⁾は、借地とならんで不動産抵当債務(以下では抵当債務と略す)の形態をとっても進行するのであり、本稿では、主としてこの抵当債務の側面から現代の合衆国農業の土地所有の動向を分析する³⁾。

別稿では具体的には農場経営者の土地所有形態 (tenure of farm operator) 別分類にしたがって、自作農 (full owners)・部分所有農 (part owners)・借地農 (tenants)・マネジャー (managers) の4種類の農場における自作地・借地・マネジャー経営面積の動向を分析し、①近年、自作農および借地農の農場面積が減少していること、②部分所有農の自作地および借地の面積がともに増加していること(前者より後者の増加率が高い)、③マネジャー農場の経営面積が漸増して

-
- 1) 拙稿、アメリカ農業の土地所有構造、「現代農業と小農問題——山岡亮一先生還暦記念——」昭和47年。
 - 2) K. Marx, "Das Kapital, Bd. III," *Marx-Engels Werke*, Bd. 25, 1964, S. 892, 邦訳、大月版全集、第25巻第2分冊、1130ページ、青木版1245ページ。
 - 3) 抵当債務の場合には、農業経営者の土地からの分離は借地制度の場合ほど明瞭にはあらわれないが、本質的には両者は同一の過程をあらわしており、土地を抵当に入れることは地代を抵当に入れること、あるいは地代を売却することを意味する (В. И. Ленин, *Капитализм в сельском хозяйстве*, 4 изд., том 4, стр. 100-103, 邦訳「レーニン全集」第4巻、121-124ページ、K. Kautsky, *Die Agrarfrage*, 1899, SS. 85-87, 向坂逸郎訳「農業問題」(上)、昭和21年、151-153ページ参照)。

いること、④合衆国の農場面積全体では、借地およびマネジャー経営面積の百分比がともに増加し、自作地のそれが減少していること、を実証した⁴⁾。

別稿では農地の所有と経営の分離している借地およびマネジャー経営面積の百分比の増加の傾向を検出したが、そこでは自作地はすべて土地所有と経営の一致している農地として扱ってきた。しかし、現実には自作地の内部でも抵当債務の形態をとって、農地の所有と経営の分離は進んでいるのであり、本稿では主として自作地内部での抵当債務——具体的には自作農の経営面積全体と部分所有農の自作地部分での抵当債務——の動向を分析する。そして、その後には抵当債務の分析と別稿での借地制度の分析を統括し、合衆国の農場全体としての土地所有構造を解明したい。

なお、以下では主として1959年および1964年両農業センサスの特別報告書、「農場抵当債務と農場課税 (Farm Mortgage Debt and Farm Taxes)」⁵⁾および「農場債務 (Farm Debt)」⁶⁾を分析の素材とするが、前者は主として1940～1961年、後者は1966年に実施された抽出調査結果を集計したものである。この両報告書の調査範囲や分類方法はいくぶん異なっており、両者のデータを厳密に比較検討するのはむずかしいが、ここでは以下の諸点に留意して分析をすすめる。

第1に、両報告書の表題からも予想されるように、1940～1961年の調査では農場の不動産抵当債務のみを扱っているが、1966年には非不動産債務 (non-real estate debt) も含めて農場債務全体を扱っている。後者の報告書では抵当債務については、生産信用組合 (Production Credit Associations) および商人 (merchants and dealers) からの債務を含めた「不動産債務 (real estate debt)」と、この両者

4) 自作農は自己の所有地のみを経営する農場、部分所有農は自己の所有地と借地をとともに経営する農場、借地農は借地のみを経営する農場、マネジャー農場は個人・会社・研究機関・インディアン保留地 (Indian reservation) など一般に広大な農地をマネジャーが管理している農場と定義されている。くわしくは、U. S. Bureau of the Census, *U. S. Census of Agriculture, 1964* (以下 1964 Census と略す), Vol. II, 1968, pp. 747-749 参照。

5) U. S. Bureau of the Census, *U. S. Census of Agriculture, 1959*, Vol. V, Part 4, Farm Mortgage Debt and Farm Taxes, 1962. 以下では 1959 Census, Farm Mortgage Debt と略す。

6) *1964 Census*, Vol. III, Part 4, Farm Debt, 1968, 以下では 1964 Census, Farm Debt と略す。

を含めない「主要不動産債務 (major real estate debt)」の2つの分類があるが、前者の報告書の「農場抵当債務 (farm mortgage debt)」はこれらの債務を含まないので、以下では1940～1961年の「農場抵当債務」と1966年の「主要不動産債務」について比較検討する (なお、以下では両者とも抵当債務と呼ぶ)⁷⁾。

第2に、1940～1961年の調査の報告書では抵当債務を自作地と借地 (マネジャー経営面積を含む) 別に分類しているが、1966年には農場経営者の所有地 (acres owned) と借地 (acres rented) 別に分類している。後者の所有地には自作農および部分所有農の自作地のほかに、マネジャー経営面積の一部 (マネジャー雇用主の所有地) と自作農・部分所有農・借地農の貸付地が含まれるので、自作地での抵当債務の分析に焦点をあてる本稿では、資料上可能な限り、1966年の自作農および部分所有農の所有地での抵当債務を、1940～1961年の自作地部分の抵当債務と比較する。資料の制約上、1966年の自作農・部分所有農の貸付地での抵当債務を両農場の所有地全体での抵当債務から差引くことができず、この分だけ1940～1961年の自作地での抵当債務より過大となるが、その割合は小さく、抵当債務の趨勢をみるうえではさしつかえない (なお、以下では1966年の自作農と部分所有農の所有地も自作地と呼ぶ)⁸⁾。

第3に、1966年の報告書では、地域別には北部・南部・西部の三大地方にしかな分類していないので、主要農業地域別に抵当債務の動向を分析するには、各州別に集計している1940～1961年のデータを利用するほかない。

なお、以下では第1節で抵当債務による農地の所有と経営の分離の動向を分析し、ついで第2節で抵当債務および借地による合衆国の農地全体の所有構造を総括し、最後に、本稿の結論と今後に残された研究課題を要約する。

7) 抵当債務の定義については、1959 Census, Farm Mortgage Debt, p. XVI, 1964 Census, Farm Debt, pp. 25-26 参照。

8) 1964年センサスによれば、自作農および部分所有農の所有地6.42億エーカーのうち94% (6.03億エーカー) が自作地であり、貸付地は6%ほどにすぎない。それ故、両農場の貸付地での抵当債務額の百分比は抵当債務総額のうちのごくわずかと思われる (1964 Census, Vol. II, p. 754 参照)。

I 抵当債務による農地の所有と経営の分離

周知のように、第一次世界大戦中活況を呈したアメリカ経済は、大戦直後の投機的なブームをへて1920年後半より戦後恐慌に直面するが、アメリカ農業はこの戦後恐慌による不況から十分たちなおらないままに大恐慌へ突入した⁹⁾。このため合衆国の多数の農民は、大恐慌をむかえるまでに、すでに過重な抵当債務を背負わされていた。

ここでは自作地での抵当債務の分析を手がけるまえに、第1表で借地農やマネジャー農場を含めた農場全体の総価額と抵当債務額の趨勢を概観しておこう。抵当債務の絶対額は1923年の107.9億ドルをピークにその後減少の一途をたどったが、不況による地価の急落によって¹⁰⁾、農場価額は抵当債務額以上に激しく下落したため、1930年までに抵当債務率¹¹⁾は1920年

第1表 農場価額および抵当債務額の動向

年次	農場総価額 (A)	抵当債務額 (B)	抵当債務率 (B/A)
	千万ドル	千万ドル	%
1910	3,480	321	9.2
1920	6,632	845	12.7
1925	4,947	991	20.0
1930	4,788	963	20.1
1935	3,286	758	23.1
1940	3,364	659	19.6
1945	5,389	494	9.2
1950	7,526	558	7.4
1955	9,817	824	8.4
1960	12,993	1,208	9.3
1965	16,094	1,889	11.7
1969	20,264	2,714	13.4

U.S. Department of Agriculture, *Agricultural Statistics*, 1967, pp. 509-510, p. 515, *Agricultural Statistics*, 1970, p. 426, p. 431より計算。

9) ちなみに、農産物の農民受取価格指数は——1909年8月～1914年7月の5カ年間の平均を100とする——大戦中、1914年の101から1918年の204へ上昇し、翌1919年には215、1920年には211を記録するが、戦後恐慌に落ち込んだ1921年にはいっきよに125へ下落。以後じよじよに上昇し1925年に156まで回復するが、その後はほぼ140～150の間を低迷し、そのまま大恐慌に突入する(U.S. Department of Agriculture, *Agricultural Statistics*, 1946, p. 552)。なお、1920年代のアメリカ農業の趨勢については、さしあたり、柏博、1920年代におけるアメリカの農業不況の性格、「同志社大学経済学論叢」第14巻第3号、昭和40年2月、40-68ページ、馬場宏二「アメリカ農業問題の発生」、昭和44年、171-247ページ参照。

当時の13%から20%にまで上昇していた。大恐慌の進行につれて、過重な債務を背負わされた合衆国農民は抵当流れや租税滞納などの理由でつぎつぎと破産宣告を受け、農民の手から農地が強制的に奪われていったため¹²⁾、抵当債務額は1930年の963億ドルから1935年の758億ドル、1940年の659億ドルと1920年代後半をはるかにしのぐ勢いで減少したが、1930年代前半の農場価額の価値下落はこの債務額の減少をさらにうわまわっていた。景気が底をつく1933年には抵当債務額84.7億ドルに対し、農場価額は306億ドルと1920年当時の半額以下に下落し、抵当債務率は28%まで上昇しており¹³⁾、抵当流れや租税滞納によって農地が農民の手を離れたばかりでなく、農民の手に残った農地の所有権もその4分の1以上は事実上、債権者の手に移っていった。

その後、農場価額は景気の漸次的回復による地価の上昇と土地資本投下額の増加によってしだいに上昇し、抵当債務率は1935年23%、1940年19%と低下していく。そして、第二次大戦時の好況期をむかえて農場価額が騰貴するなかで抵当債務額が減少し、抵当債務率は終戦時には9%、1950年には7%にまで低下した。

ところが、抵当債務率はこの時期を最低に再び上昇に転じる。1950年代、60年代の急激な地価上昇、土地資本投下額の増加によって農場価額が著しく騰貴したにもかかわらず、抵当債務額がこれをはるかにしのいで上昇したからであり、この10年間だけでも債務額は121億ドルから271億ドルへ2倍以上増加し、1969年には抵当債務率は13%まで上昇している。この1950年以後の抵当債務率の上昇が、現代アメリカ農業の土地所有構造との関連で、一体何を意味するのか、この点にとくに着目しながら以下での実証作業をすすめたい。

10) 農場1エーカー平均の評価額指数 (index numbers of estimated value, 1912-1914=100) は1920年の170をピークにして、1922年139、1924年130、1926年124、1928年117、1930年115と年々低下し、大恐慌突入後は第一次大戦前の水準を割る。不況の底をつく1933年には最低の73を記録し、その後はしだいに回復していく (U. S. Department of Agriculture, *Yearbook of Agriculture*, 1936, p. 1153)。

11) 農場総価額に対する抵当債務額の百分比を本稿では抵当債務率と呼ぶ。

12) 拙稿、前稿論文253-254ページ。

13) U. S. Department of Agriculture, *Agricultural Statistics*, 1953, p. 546, p. 555.

なお、以下では分析の主たる対象を自作地での抵当債務におくので、貸付地を担保に入れている地主の抵当債務は扱わない。具体的には、1966年の場合、抵当債務総額 232 億ドルのうち 177 億ドルが農場経営者、55 億ドルが地主の債務だが、前者のうち自作地を抵当に入れている農場経営者(自作農と部分所有農)の抵当債務 160 億ドルを分析の対象とする。ただし資料の制約上、自作地での抵当債務だけを抽出できない場合に限り、全農場経営者の抵当債務 177 億ドルを分析の対象とする。

まず、第 2 表で自作地を経営する農場の抵当債務の動向をみることからはじめよう。自作地を経営する農場全体のうち抵当債務を有する農場¹⁴⁾の占める割合は、1950年より今日までに30%から41%へ10%以上上昇し、1940年当時の44%に近ずいている。この抵当農場の百分比は自作農でも部分所有農でもともに増加しているが、前者よりも後者の百分比がはるかに高いのが特徴である。自作農はこの15年間に29%から36%へ上昇したが、部分所有農はこの間に34%から51%へ15%も上昇し、今日では部分所有農の過半の農場が抵当債務を有している。

この点は同表で抵当農場の自作地面積の動向をみると一層明白である。1950～1966年間に、抵当農場の自作地面積が 2.25 億エーカーより 3.33 億エーカーへ 1 億エーカー以上増加する一方、非抵当農場の自作地は 4.22 億エーカーから 3.12 億エーカーへ大幅に減少しており、今日では合衆国の自作地の過半(52%)を抵当農場が所有している。さらに、部分所有農の自作地についてみると、1950年以後抵当農場の自作地は 9,000 万エーカーから 1.69 億エーカーへ 2 倍近く拡張しており、1966年には自作農の抵当農場面積(1.64 億エーカー)より大きくなった。現在では、部分所有農の自作地総面積の60%以上を抵当農場が所有しており、自作農の45%よりはるかに比率が高く、同じ自作地でも自作農より部分所有農のそれで、抵当債務による土地所有と経営の分離が進んでいること

14) 以上では、自作地を経営する農場のうち、抵当債務を有する農場を抵当農場、抵当債務をもたない農場を非抵当農場と呼ぶ。

第2表 自作地を経営する農場の抵当債務の動向

年次	農 場 数			自 作 地 面 積			農場価額・抵当債務額			
	総数 (A)	抵当農 場数(B)	B/A	総面積 (C)	抵当農 場面積 (D)	D/C	農場総 価額(E)	抵当債 務額(F)	抵当債 務率 (F/E)	
	千	千	%	百万エーカー	百万エーカー	%	千万ドル	千万ドル	%	
合 計	1940	3,699	1,615	43.7	527	274	52.1	1,886	446	23.6
	1950	3,914	1,176	30.0	647	225	34.8	4,413	429	9.7
	1956	3,613	1,278	35.4	658	266	40.4	6,297	703	11.2
	1961	2,926 ⁽¹⁾	1,120	38.3	614	275	44.7	7,509	987	13.1
	1966	2,856	1,161	40.6	645	333	51.6	10,431	1,599	15.3
自 作 農	1940	3,084	1,278	41.4	382	180	47.2	1,530	335	21.9
	1950	3,090	894	28.9	419	135	32.3	3,269	312	9.5
	1956	2,745	909	33.1	397	149	37.5	4,401	472	10.7
	1961	2,116 ⁽¹⁾	732	34.6	348	138	39.6	4,924	590	12.0
	1966	2,015	728	36.1	367	164	44.8	6,385	849	13.3
部 分 所 有 農	1940	615	336	54.7	145	94	64.9	356	111	31.0
	1950	825	281	34.1	228	90	39.5	1,144	118	10.3
	1956	868	368	42.4	261	117	44.9	1,896	231	12.2
	1961	810 ⁽¹⁾	388	47.9	266	137	51.4	2,584	397	15.4
	1966	841	433	51.5	278	169	60.7	4,045	750	18.5

1959 Census, Farm Mortgage Debt, pp. 4-5.

1964 Census, Farm Debt, p. 51. pp. 181-183より計算。

(1) 1966年には貸付地を含む。

(2) ハワイ・アラスカ両州はのぞく。

がわかる。

第2表で最後に抵当債務額の動向をみると、自作地を経営する農場全体では、この15年間に43億ドルから160億ドルへ4倍近く増加しているが、ここでも部分所有農の債務の膨脹がめだっている。1950年の12億ドル弱から75億ドルへ6倍以上、最近5年間だけでも2倍近く増加しており、今日では自作地を経営する抵当農場が有する債務総額のほぼ半額(47%)を部分所有農が負っている。抵当債務率は自作地を経営する農場全体では1950年の10%から15%へ上昇してい

るが、部分所有農ではいっきょに10%から18%へ上昇している。

つぎに、抵当債務率が上昇に転じる1950年以後の自作地での抵当債務の動向を、地域別に比較してみよう。さきの第2表にみられる合衆国全体の趨勢は、第3表に掲げたいずれの地域でも共通に確認できるが、とりわけ、資本主義的農業の発展している西部の二地域では、抵当債務による土地所有と経営の分離も進んでいる。まず自作地を経営する農場全体のうち抵当農場の占める割合は、1950～1961年間に西部の二地域ではともに38%から51%へ増加し、42%の中西部と39%の東北部がこれに続いている。いずれの地域でも自作農より部分所有農の百分比が高いが、西部の二地域では部分所有農の55～57%に対し、自作農でも48～49%とほぼ半数の農場が農地を抵当に入れている。

この点は、同表で自作地総面積に占める抵当農場自作地の百分比を比較しても、全く同様の傾向が認められる。部分所有農はいずれの地域でもこの10年間に10%前後百分比が上昇し、1961年には抵当債務の相対的に進んでいない南部地方を含めて、自作地の半数前後を抵当農場が所有している。とりわけ、太平洋岸諸州とかつての家族農場の典型地域といわれる中西部ではこの間に15%も上昇し、自作地の各々55%と53%を抵当農場が所有している。

さらに抵当債務額についてみると、自作農にくらべ部分所有農の百分比は相対的に高いが、いずれの地域でも今日、抵当債務率は10～15%に達している。一農場平均抵当債務額は、1961年には全国平均で自作農が8,100ドル、部分所有農が10,300ドルであり、前者より後者が2,000ドル以上高額である¹⁵⁾。地域別にみると、農業の資本主義化の最も進んでいる太平洋岸諸州では自作農が14,200ドル、部分所有農が26,200ドルで債務額においても全国最高であり、11,800ドルと17,800ドルの山地諸州がこれにつづいている。他方、南部地方の債務額は全国最低であり、自作農の6,500ドルは太平洋岸諸州のそのの2分の1、部分所有農の7,600ドルは3分の1にも達しない。南部の農場、とりわけ自

15) 1966年の一農場平均抵当債務額は自作農が11,700ドル部分所有農が17,300ドルで、5年前より前者は45%、後者は70%増加している (1964 Census, Farm Debt, pp. 181-183 参照)。

第3表 抵当債務の地域別動向

(単位：%)

地域			農場総数に占める 抵当農場の百分比			自作地総面積に占める 抵当農場自作地の百分比			抵当債務率			一農場平均 ⁽²⁾ 抵当債務額 (1961)
			1950	1956	1961	1950	1956	1961	1950	1956	1961	
合 計	北 部	東 北 部	36.3	39.0	38.7	38.2	41.8	43.1	12.2	13.1	13.9	75百ドル
		中 西 部	34.9	39.3	42.4	36.0	41.4	46.4	10.5	11.5	14.3	
	南 部		22.9	29.1	31.6	29.7	34.7	38.2	7.6	9.4	11.2	
	西 部	山 地	37.9	45.3	50.6	39.8	46.6	51.3	10.6	13.1	14.7	
		太平洋岸 ⁽¹⁾	38.6	46.6	50.6	40.2	47.8	53.5	10.3	12.2	13.5	
自 作 農	北 部	東 北 部	35.7	37.4	36.2	37.4	39.5	39.8	12.0	12.7	13.2	71
		中 西 部	34.6	37.3	38.6	35.1	39.3	41.6	10.4	11.1	12.9	
	南 部		21.2	26.6	27.8	26.6	32.5	33.3	7.1	8.7	9.9	
	西 部	山 地	37.4	43.4	47.9	37.4	46.6	51.0	11.1	13.4	14.1	
		太平洋岸 ⁽¹⁾	38.3	45.6	49.1	40.4	44.5	52.4	10.4	12.4	13.0	
部 分 所 有 農	北 部	東 北 部	40.3	46.4	47.5	42.3	50.0	51.9	13.0	14.6	15.5	87
		中 西 部	35.8	44.2	50.6	37.7	44.8	53.0	10.6	12.4	16.5	
	南 部		29.9	38.0	42.9	39.3	40.3	48.2	9.5	11.4	14.2	
	西 部	山 地	39.2	49.2	54.9	41.3	46.7	51.5	10.0	12.8	15.3	
		太平洋岸 ⁽¹⁾	40.3	51.4	56.7	39.8	52.0	54.8	10.0	11.7	14.4	

1959 Census, Farm Mortgage Debt, pp. 18-19, pp. 30-31より計算。

(1) ハワイ・アラスカ両州はのぞく。

(2) 抵当農場の一農場平均額。

現代アメリカ農業における不動産抵当債務

作農において抵当農場の百分比が低く、かつ抵当農場の一農場平均債務額も小さいのは、次の経済階層別分析でよりくわしく検討されるように、南部農民の富裕さを意味するのではなく、農場資産に乏しく債務能力に限界のある黒人農民をはじめとする零細農民が多数存在することを意味するにすぎない。

これまでみてきた抵当債務の動向は、経済階層別に比較すると一層顕著な特徴が見い出される。資料の制約上、第4表は借地農およびマネジャー農場を含めた農場総数を経済階層別に比較したもののだが¹⁶⁾、農産物販売額の大きい大経営と小経営の間には著しい差異がみられる。販売額の大きい農場ほど一般に抵当農場の比率は高く、販売額4万ドル以上の農場では56%と農場の過半が抵当債務を有している。他方、販売額1万ドル未満の農場ではいずれも40%未満であり、とくに2,500ドル未満の農場、「その他」の農場では20~30%と抵当農場の百分比はもっとも低い。

次に抵当債務額についてみると、農場総数のわずか2%強、8.3万の販売額4万ドル以上の農場が、合衆国の抵当債務総額のちょうど4分の1を集中しており、販売額2万ドル以上の21.7万農場全体(農場総数の6%)では債務総額の40%を越える。他方、農場総数の半数近くを占める販売額2,500ドル未満の農場と「その他」の農場の債務総額は16%、販売額5,000ドル未満の200万農場全体(農場総数の58%)を加えても24%で、販売額4万ドル以上のわずか8.3万の農場の債務額にもおよばない。

抵当債務は少数の大経営に集中しているので、抵当農場の一農場平均債務額も農場の規模により大きな差異がみられる。全農場の平均は14,508ドルだが最大規模の4万ドル以上の農場では53,185ドル、2万~4万ドルを販売する農場でも24,352ドルの高額の債務を有しており、販売額5,000ドル未満の農場とは

16) 第4表の農場総数には57.9万の借地農およびマネジャー農場を含んでいるが、このうち抵当農場は6.2万にすぎないので、自作農と部分所有農の抵当農場の百分比は、同表の数字よりかなり高くなると予想される。また、同表の抵当債務総額177億ドルのうち借地農とマネジャー農場のそれは17.5億ドルにすぎず、残りの160億ドルは自作農と部分所有農の債務額であり、農場全体の抵当債務額が一括されていても、抵当債務による農地の所有と経営の分離の動向を経済階層別に分析することは可能である。

第4表 抵当債務の経済階層別比較

経済階層	農場数			抵当債務額		一農場平均 ⁽¹⁾		
	総数 (A)	抵当農 場数(B)	B/A	総額		一農場 平均 (C/B)	農業純 現金収 入額	農外収 入額
				実数(C)	構成比			
	千	千	%	千万ドル	%	ドル	ドル	ドル
総数	3,435	1,223	35.6	1,774	100.0	14,508	3,227	5,457
4万ドル以上	147	83	56.5	442	24.9	53,185	15,313	7,028
2万～4万ドル	284	134	47.2	327	18.4	24,352	7,580	4,352
1万～2万ドル	465	207	44.5	359	20.2	17,303	4,237	3,861
5,000～1万ドル	532	209	39.3	228	12.8	10,914	2,271	4,332
2,500～5,000ドル	465	158	34.0	133	7.5	8,418	1,043	5,228
2,500ドル未満	405	83	20.5	44	2.5	5,266	611	3,904
その他 ⁽²⁾	1,137	348	30.6	242	13.7	6,953	254	7,519

1964 Census, Farm Debt, p. 51, pp. 181-183より計算。

(1) 抵当農場の一農場平均額。

(2) 販売額2,500ドル未満の農場のうち、兼業農場(part-time farms)と半隠退農場(part-retirement farms)を一括して「その他の農場(other farms)」とする。以下の表も同様である。

格段の差がある。2,500ドル未満の農場では5,266ドル、「その他」の農場でも7,000ドル弱で最大規模の農場の10%前後にすぎない。

少数の大規模な農場では一般に抵当農場の比率が高く、かつ一農場平均債務額も大きいのに対し、多数の零細農場では全く逆の傾向が認められるが、これは大経営の債務による窮迫と債務の少ない小経営の健全さを示すものではない。この点は同じ第4表で、抵当農場の農業純現金収入額¹⁷⁾と抵当債務額を比較すれば自明であろう。農産物販売額4万ドル以上の農場および2万～4万ドルの農場の一農場平均債務額は、年間農業純現金収入額(前者は15,313ドル、後者は7,580ドル)のいずれも3倍強にすぎないが、販売額5,000～2万ドルの農場で

17) ここでいう農場経営者の農業純現金収入額(operator's net cash farm income)とは、農産物販売総額より経営費および地代(金納地代・現物地代をともに含む)を差引いた残額にあたる。くわしくは1964 Census, Farm Debt, p. 25 参照。

は4倍強、5,000ドル未満の農場では8倍強、兼業農場が大半を占める「その他」の農場では27倍に達しており、小規模な農場ほど農業収入にくらべて相対的に大きな債務を負っていることがわかる。農産物販売額の少ない零細農民は、抵当債務を農業からの収入で返済することはほとんど不可能であり、農地を手離すか、農業以外からの収入、とりわけ賃労働収入によって返済するしか術はなく¹⁸⁾、大経営にくらべて債務額は小さくとも、抵当債務が多数の零細農民の賃金労働者への零落、土地と労働力の分離を促進する大きな要因になっている。

他方、農産物販売額の大きな少数の大経営では大半の農場が債務を有しており、しかも一農場平均の債務額も大きい。これは一般に農場の窮迫状態を示すのではなく、高額な農場資産を担保に資金を豊富に借り入れ、経営規模の拡張や土地改良などに生産的に使用していることを示唆している。借入資金の農場への投資の実態を、センサス資料から把握することは直接には不可能だが、ここでは、2、3の指標をもちいて、間接的に大規模な農場が生産的に資本を投下している事実を確認しておこう。まず、土地改良のための投資の事例として、灌漑地面積 (irrigated land) の動向を経済階層別に比較してみよう。合衆国の農場総面積は最近15年間に、11.59億エーカーから11.06億エーカーへわずかだが減少しているのに、用・排水を調整して集約的農業を営むことが可能な灌漑地面積は、1949年の2,579万エーカーから1964年の3,691万エーカーへ43%、1000万エーカー以上も増加している。灌漑地面積は大部分大経営で拡張しており、1964年には農産物販売額4万ドル以上の15万弱の農場が灌漑地総面積の過半(1,935万エーカー)を経営し、販売額2～4万ドルの農場を含めると総面積の70%を越えている(200万の販売額5,000ドル未満農場が経営する灌漑地面積は、全体の8%弱にすぎない)。このことから、1950～1959年間に灌漑農業のさかんな18州だけで、新たな灌漑・排水事業に約10.4億ドルの資本を投下しているが、その大半を大規模な農場が投資していることを予想できる¹⁹⁾。

18) 農産物販売額4万ドル以上の大経営では、農業以外の事業収入・地代・利子などが農外収入の大部分を占め、賃労働収入は30%ほどにすぎないが、販売額5,000ドル未満の農場では農外収入の70%以上が賃労働収入である(1964 Census, Vol. II, pp. 642-643)。

また、農場の固定施設への投資の事例として、穀物・飼料・果物などの保管施設、各種の畜舎、機械収容施設等々を含む農場建物 (farm building) の建設費を経済階層別に比較すると、販売額 4 万ドル以上の農場では 1963~1965 年間に 3.05 億ドル、2 万ドル以上の農場全体では 5.33 億ドルを支出している。この間の全農場の支出総額は 10.78 億ドルであり、前者では総額の 28%、後者ではほぼ 50% の資本を投下していることがわかる¹⁹⁾。

このような固定投資の大きさと抵当債務の大きさと同一階層における相関は、間接的にはあるが、大経営の抵当債務のもつ、零細農場における賃金労働者への転落、土地と労働力の分離を促進する抵当債務とは区別された対極的性格を示唆している。すなわち、資本利子の形態をとって事実上、地代を売却し (土地所有と経営を分離し)、信用の拡大によって農業経営の資本主義的進化を促進する役割を担うような抵当債務である²⁰⁾。

次に農場の型別に抵当債務の動向をみると、各部門によりかなり様相を異にする (第 5 表)。資料の制約上農場数全体を一括して分析するが、抵当農場の百分比は果物農場 (40%) や家禽 (44%)・酪農 (46%) などの畜産農場で高く、野菜や綿花・商業的穀作農場で相対的に低い。別稿でも詳細に分析したように、成育期間が長期で高額の固定資本投下を必要とする果物や畜産農場では、借地面積の割合は他部門の農場より相対的に低かったが²¹⁾、抵当債務による農地の所有

19) 1959 Census, Vol. III, The United States Irrigation of Agricultural Lands, p. 2, pp. 64-65, 1964 Census, Vol. II, pp. 638-639. 灌漑面積はハワイ・アラスカ両州をのぞく。

20) 1964 Census, Vol. III, Part 3, p. 40. ただし、農場経営者などの住居の建設費をのぞいて計算。

21) この点に関して В. И.レーニン は次のように指摘している。「一般的に言えば、農場を抵当に入れることは、かならずしも困窮を意味するものではなく、ときには土地改良等々のための資本の獲得をも意味する」「土地改良等々のための資本を獲得し、それを生産的に使用することができるのは、資産のある少数の者だけであって、大多数のものはこのような形態での金融資本の爪牙にかかってますます零落していく」(В. И. Ленин, Новые данные о законах развития капитализма в земледелии. I. Капитализм и земледелие в США, Сочинения, 4 изд., том 22, стр. 79, 邦訳「レーニン全集」第22巻, 98ページ)。また、南北戦争以後の合衆国の抵当金融を分析した鈴木圭介氏も、レーニンの指摘にならって抵当債務を「生産拡大的抵当信用」と「窮迫的信用」の2つに区別している(鈴木圭介, アメリカ農業金融の史的展開——主として南北戦争以後の抵当金融を中心として——, 「社会科学研究」第16巻第6号, 昭和40年3月, 56-57ページ)。

第5表 抵当債務の主要な農場の型別比較

農場の型		農 場 数			農 場 面 積			農場価額・抵当債務額				
		総数 (A)	抵当農 場数(B)	B / A	総面積 ⁽¹⁾ (C)	抵当農 場自作 地 (D)	D / C	総価額 ⁽¹⁾ (E)	抵当債 務額(F)	抵当債 務 率 (F/E)	農場平 均債務額 (F/B)	一エーカ ー平均債 務 額 (F/D)
耕 種 作 物	商業穀作	百	百	%	万エーカー	万エーカー	%	百万ドル	百万ドル	%	百ドル	ドル
		5,616	2,065	36.8	20,502	5,630	27.5	45,041	3,330	7.4	161	59
	綿 花	2,123	621	29.3	4,479	1,409	31.5	11,040	975	8.8	157	69
	野 菜	405	127	31.4	561	140	24.9	3,479	200	5.7	157	143
果 物	927	375	40.5	962	405	42.1	9,683	943	9.7	251	233	
畜 産	家 禽	1,027	448	43.6	1,131	449	39.6	3,468	576	16.6	129	128
	酪 農	4,058	1,865	46.0	9,028	3,827	42.4	18,693	2,722	14.6	146	71
	肉 畜	10,502	3,480	33.1	29,275	10,757	36.7	46,458	4,591	9.9	132	43
	牧 畜	1,066	405	38.0	28,441	8,767	30.8	15,539	1,179	7.6	291	13

1964 Census, Farm Debt, p. 55, pp. 181-183より計算。

(1) 自作農の所有地面積、部分所有農とマネジャー農場の所有地および借地面積、借地農の借地面積の合計を農場総面積とする。また、同面積の価額を農場総価額とする。

と経営の分離は進んでいる。農場総面積に占める担当農場の所有地面積の百分比でも、果物農場は42%で酪農農場とならんでもっとも高く、担当債務率も耕種作物最高の10%である。畜産部門でも借地やマネジャー農場での放牧のさかんな牧畜農場以外では担当農場の所有地の百分比は37~42%と高い。担当債務率も耕種作物にくらべて一般に高く、舎飼いで高額の固定施設を必要とする家禽および酪農農場では各々17%と15%に達している。成育期間が短かく借地の容易な商業的穀作や野菜農場では担当債務の比重が相対的に低いが、とくに後者の野菜農場の場合、担当農場の所有地の百分比(25%)も担当債務率(6%)も最低であり、果物農場とならんで集約的農業の資本主義化のもっとも進んだ部門でありながら、土地所有と経営の分離は別の形態をとって進んでいることがわかる(くわしくは後述)。

ついで同表で、一農場平均および一エーカー平均の担当債務額を比較しても、耕種作物部門では果物農場が最高である。一農場平均では、粗放的な大放牧農業をいとなむ牧畜農場(291百ドル)をのぞいては、果物農場の債務が251百ドルで最高であり、これに商業的穀作・綿花・野菜の各農場がつづいている。担当債務による農地の所有と経営の分離の傾向をより正確に表示する、一エーカー平均の債務額を比較すると、少し趣きを異にするが、果物農場はここでも233ドルと他の型の農場を完全に圧している。商業的穀作・肉畜・牧畜農場など粗放的な型の農場では13~59ドルと少額であり、集約的な野菜および家禽農場が各々143ドルと128ドルで果物農場につづいている。

最後に、自作地を経営する農場での担当債務額の集中の程度を農場の主要な型別に比較しておこう(第6表)。まず、合衆国の農場全体では、1961~1966年の最近5年間に、自作農の担当債務額は59億ドルから85億ドルへ40%強、部分所有農は40億ドルから75億ドルへ90%近く増加しているが、増加率はいずれも大経営ほど著しく、販売額2万ドル以上の部分所有農では18億ドルから42億ド

22) 拙稿、前掲論文268-270ページ。R. L. Mighell, *American Agriculture*, 1955, pp. 99-100も参照。

第6表 主要な農場の型における抵当債務の集中

(単位：%)

農場の型		合 計					自 作 農					部 分 所 有 農						
		小計	2万ドル以上	5,000～2万ドル	5,000ドル未満	その他	小計	2万ドル以上	5,000～2万ドル	5,000ドル未満	その他	小計	2万ドル以上	5,000～2万ドル	5,000ドル未満	その他		
総 数	1961年	100.0	33.2	39.1	13.2	14.5	100.0	24.9	37.0	16.4	21.7	100.0	45.5	42.2	8.4	3.9		
	1966年 ⁽¹⁾	100.0	41.2	33.8	10.3	14.7	100.0	28.3	33.0	14.5	24.2	100.0	55.9	34.7	5.6	3.8		
主要な農場の型(一九六六年)	耕 種 作 物	商業穀作	100.0	36.9	42.6	10.4	10.1	100.0	20.6	37.9	17.3	24.2	100.0	47.0	45.5	6.1	1.4	
		商業作物	綿花	100.0	71.6	13.6	10.6	4.2	100.0	57.7	14.0	22.2	6.1	100.0	81.0	13.3	2.8	2.9
			野菜	100.0	68.4	16.4	7.1	8.1	100.0	44.9	20.8	14.7	19.6	100.0	81.6	13.9	2.8	1.7
	畜 産	果物	100.0	51.6	25.0	8.4	15.0	100.0	40.7	28.3	11.3	19.6	100.0	82.0	15.7	—	2.3	
		家禽	100.0	68.1	24.1	3.8	4.0	100.0	65.6	24.6	5.1	4.7	100.0	74.9	22.6	0.1	2.4	
		酪農	100.0	47.6	45.7	5.0	1.7	100.0	34.8	55.7	7.4	2.1	100.0	62.9	33.7	2.3	1.1	
		肉畜	肉畜	100.0	32.0	29.5	14.3	24.2	100.0	21.9	24.1	18.5	35.5	100.0	47.0	37.6	7.9	7.5
	牧畜		100.0	42.5	34.2	9.4	13.9	100.0	26.6	37.8	9.4	26.2	100.0	53.1	31.8	9.5	5.6	

1959 Census, Farm Mortgage Debt, pp. 67-68,

1964 Census, Farm Debt, pp. 139-146より計算。

(1) 1966年には貸付地の抵当債務額を含む。

ルへ2.3倍も増加している。債務額の膨脹の過程で大経営への債務の集中は一層進んでおり、1966年には自作地を経営する農場全体の債務額の40%以上を販売額2万ドル以上の農場が集中している(農場総数の過半を占める販売額5,000ドル未満農場のそれはわずか25%)。債務額の集中は自作農でも部分所有農でもともに進んでいるが、前者ではこの5年間に25%から28%へ3%ほど増加したにすぎないのに、後者では45%から56%へ10%以上も増加しており、今日では販売額2万ドル以上の農場が部分所有農の抵当債務額の過半を集中している。

つづいて同表で、農場の主要な型別に比較すると、綿花・野菜・果物など商業作物や家禽農場では、商業的穀作や肉畜など粗放的な農場に比べて大経営での抵当債務の集中ははるかに進んでいる。自作地を経営する農場全体についてみると、前者の4種類の農場いづれでも債務額の過半を販売額2万ドル以上の農場が集中しており、5,000ドル未満の農場の百分比は総額の20%前後にすぎない。抵当債務の集中は自作農に比べて部分的有農がまさっており、果物農場を筆頭に商業作物の農場では、部分所有農の債務総額の80%以上を販売額2万ドル以上の農場が集中している。農業の資本主義化のもっとも進んでいる果物や野菜など集約的農業部門では、少数の大経営が債務額の大半を集中し、豊富な借入資金を利用して土地改良を進めたり、最新の農業施設や機械を導入して経営の改善をはかっており、資力の乏しい零細農場との技術格差・生産力格差は広がるばかりである。

II 合衆国の農地の所有構造

前節では抵当債務の形態をとって、土地所有と経営が自立的に分離していく傾向とその特徴を明らかにしたが、ここでは今一度、抵当債務の分析と別稿での借地制度の分析とを統括し、合衆国の農場全体として、この両形態をとって土地所有と農業経営の自立的分離がいかに進行しているかを検証したい。なお、抵当債務および借地の両形態を債務額との関連で総括的に分析できるセンサス資料は、農場価額関係の資料のみであり、以下ではこれを素材に実証作業を進

める。

最初に、合衆国の農地全体の所有構造を総括できる第7表からみていこう。この表には合衆国の現代の土地所有構造を特徴づけるさまざまな傾向が集約されているが、以下その主要な点を列挙しておく。第1に、大恐慌以後増加しつづけてきた自作地価額の百分比は1956年以後減少に転じ、かわって借地価額（ここではマネジャー農場価額を含む）の百分比がこの10年間に41%から43.5%へ増加している。

第2に、1956年以後自作地価額が減少しだしたのは非担当農場の自作地価額

第7表 合衆国の土地所有の動向

(単位: %)

価額		年次	1940	1945	1950	1956	1961	1966 ⁽²⁾	
農場 価額	総 価 額		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	借 地 価 額 ⁽¹⁾		43.9	41.8	40.9	40.9	42.7	43.5	
	自 作 地 価 額		56.1	58.2	59.1	59.1	57.3	56.5	
	{	担当農場		30.5	23.8	21.2	25.1	27.2	30.3
		非担当農場		25.6	34.4	37.8	34.0	30.1	26.1
自作地 価額の 内訳	部分所有農価額		10.6	12.7	15.3	17.8	19.7	21.9	
	{	担当農場		7.0	6.2	6.1	8.5	10.8	13.9
		非担当農場		3.6	6.5	9.2	9.3	8.9	8.0
	自 作 農 価 額		45.5	45.5	43.8	41.3	37.6	34.6	
	{	担当農場		23.5	17.6	15.1	16.5	16.4	16.4
		非担当農場		22.0	27.9	28.7	24.8	21.2	18.2
抵 当 債 務 率 ⁽³⁾			13.3	7.7	5.7	6.6	7.5	8.6	

1959 Census, Farm Mortgage Debt, pp. 4-5,

1964 Census, Farm Debt, p. 51, pp. 181-183. より計算。

(1) マネジャー農場価額を含む。

(2) 1966年は自作農の所有地、部分所有農とマネジャー農場の所有地および借地、借地農の借地の各々の価額を合計したものを農場総価額として計算。したがって、本表の1966年の自作地価額は厳密には、貸付地の価額を含んだ所有地価額である。

第9表、第10表の農場総価額も同様である。

(3) 自作農および部分所有農の担当債務額の農場総価額に対する百分比。以下の表も同様である。

が34%から26%へ一挙に減少したからで、抵当農場の自作地価額は25%から30%へ5%も増加している。農場価額の百分比が全体として減少しつつある自作地内部では農地の抵当化が進んでおり、1950年当時は農場総価額の59%を占めていた自作地価額のうち21%が抵当農場、38%が非抵当農場のそれであったが、今日では前者が30%、後者が26%と完全に逆転している。

第3に、部分所有農は近年自作地も借地もともに増加しており、1966年には合衆国の農場総価額の41%を占めているが、増加率は別稿でくわしく実証したように前者より後者の方が高い²³⁾。また、部分所有農の土地所有と経営の分離は借地によるだけではなく、自作地部分においても急速に進んでいる。1950年には部分所有農の自作地価額(15%)のうち抵当農場の価額は6%、非抵当農場の価額は9%だったが、1966年には前者が14%、後者が8%と逆転し、今日では部分所有農の自作地の60%以上を抵当農場が所有している。他方、自作農の農場価額の百分比は、この15年間44%から35%へ大幅に後退しているが、激しく減少したのは非抵当農場の百分比であって(29%から18%へ減少)、抵当農場の百分比は横ばい状態が続いている。それ故、自作農の農地内部でも抵当に入れている農地の比重は相対的に増加しているが、部分所有農にくらべて増加率は低く、今日なお非抵当農場の価額(18%)は、抵当農場の価額(16%)よりもわずかながら大きい。

第4に、自作地を経営する農場の抵当債務額は農場価額以上に急速に増加したため、農場総価額に占める抵当債務額の百分比(抵当債務率)はこの15年間に5.7%から8.6%へ上昇しており、抵当農場の自作地価額(30%)の3分の1弱の所有権は事実上、抵当債権者の手に移っている。したがって、合衆国全体では、

23) 農場総面積に占める部分所有農の農場面積の百分比は1950年36.4% (うち自作地20.4%、借地16.0%)、1959年44.9% (24.7%と20.2%)、1964年48.1% (25.7%と22.4%)と急速に増加しており、今日では農場総面積のはば半分を部分所有農が経営している(農場価額では41.3%)。部分所有農の自作地と借地を比較すると、前者は1950~1964年間に、2.37億エーカーから2.84億エーカーへ4,700万エーカー(20%)ほど増加したが、後者は1.86億エーカーから2.48億エーカーへ6,200万エーカー(33%)も増加しており、増加率は自作地より借地の方がはるかに高い(拙稿、前掲論文、262-263ページ参照)。

1966年には借地価額の43.5%と自作地の抵当債務額8.6%を加へると52.1%となり(1950年当時は46.6%), 今日では合衆国の農場価額の過半の所有権が, 借地と抵当債務の形態をとって農場経営者の手からすでに離れていることがわかる。

つづいて, 1950~1961年間の農地の所有と経営の分離の動向を地域別に総括したのが第8表である。この10年間, 合衆国のすべての地域で, 土地所有と経営の分離の動向を示す借地価額および抵当農場の自作地価額の百分比が増加し, 非抵当農場の価額はいずれの地域でも減少しているが, この借地および抵当農

第8表 土地所有の地域別動向 (単位:%)

地域		価額	農 場 総 価 額	借 地 価 額 ⁽¹⁾	自作地価額		
					小 計	抵当農場	非抵当農場
北 部	東 北 部	1950	100.0	17.8	82.2	33.1	49.1
		1956	100.0	17.5	82.5	37.2	45.3
		1961	100.0	23.0	77.0	34.1	42.9
	中 西 部	1950	100.0	46.9	53.1	19.5	33.7
		1956	100.0	47.1	52.9	22.3	30.6
		1961	100.0	47.4	52.6	25.3	27.3
南 部	1950	100.0	39.0	61.0	18.5	42.5	
	1956	100.0	37.5	62.5	23.4	39.1	
	1961	100.0	38.8	61.2	25.9	35.3	
西 部	山 地	1950	100.0	39.3	60.7	25.6	35.1
		1956	100.0	39.6	60.4	31.0	29.4
		1961	100.0	45.6	54.4	30.4	24.0
	(2) 太 平 洋 岸	1950	100.0	36.5	63.5	25.9	37.6
		1956	100.0	39.0	61.0	29.7	31.2
		1961	100.0	42.2	57.8	31.4	26.3

1959 Census, Farm Mortgage Debt, pp.6-7 より計算。

(1) マネジャー農場価額を含む。

(2) ハワイ・アラスカ両州はのぞく。

場価額の百分比は地域によりかなり不均等である。まず借地価額（ここではマネジャー農場価額を含む）の百分比をみると、合衆国の穀倉地帯を広範に含む中西部において借地による所有と経営の分離はもっとも進んでいる。栽培期間が短かく、固定資本投下も比較的少なくてすむ穀作は他の作物にくらべて借地が容易であり、中西部では借地価額は農場総価額のほぼ半分（47%）を占めている。中西部について借地価額の百分比が高いのは西部の二地域であり、山地諸州ではこの10年間に39%から46%へ、太平洋岸諸州でも36%から42%へ上昇している。なお、南部地方だけはこの間、借地価額の百分比は37~39%を低迷しているが、これは主として零細な借地農の広範な離農によるものであり²⁴⁾、次にみる抵当農場の百分比は増加している。

抵当農場の自作地価額の百分比は、借地の場合と逆で、借地価額の百分比のもっとも高い中西部は最小であり（25%）、借地の百分比の最小だった東北部が最大（34%）であるが、この10年問では南部の増加がとくにめだっている。また、農業の資本主義化の進んでいる西部の二地域では、借地とならんで抵当債務による所有と経営の分離も顕著であり、抵当農場の自作地価額の百分比は太平洋岸諸州では26%から31%へ、山地諸州では26%から30%へそれぞれ上昇している。北部の二地域と南部では今なお抵当農場の自作地価額は非抵当農場価額より小さいが、西部の二地域では1950年当時の状況が逆転し、前者より後者の価額がはるかに大きくなっており、自作地内部での所有と経営の分離もこの両地域がもっとも進んでいる。

最後に、非抵当農場の百分比はすべての地域で減少しているが、とくに10年間に10%以上低下している西部の二地域の減少が著しい。農業の資本主義化という点で先進的なこの地域は、土地所有と経営の分離という点でもっとも進んでおり、借地と抵当農場価額を差引いた残りの非抵当農場の価額の百分比は

24) 1950~1964年間に、南部の農場総数は265万農場から137万農場へほぼ半減しているが、借地農の農場数は90万から25万へと4分の1強に急減し、借地農の借地面積も8,124万エーカーから4,506万エーカーへ大幅に減少している。とくに、零細な黒人借地農、クロッパーの減少は著しい（1964 Census, Vol. II, pp. 765-766）。

25%前後にすぎない。この両地域について非担当農場の百分比が小さいのは中西部である。ここでは主として借地形態をとって土地所有と経営の分離が進んでいるが、かつて、耕すものがみずから土地を所有する家族農場の典型地域といわれたこの地域で、担当債務をもたない農場の価額が30%を大きく割っていることは、現代の合衆国農業の土地所有の性格・構造を考えるうえで注目すべきことである。

1966年には合衆国の土地所有構造を経済階層別に総括することもできる。経済階層別にみた最大の特徴は、農産物販売額の大きい大経営ほど借地および担当債務の両形態をとって農地の所有と経営の分離が進んでいることである。販売額2万ドル以上の農場では、自作地は総価額の36% (1,043億ドル中377億ド

第9表 土地所有の経済階層別比較 (単位：%)

経済階層 価 額		2万ドル 以上	5,000～ 2万ドル	5,000ドル 未満	そ の 他
		農場総価額	100.0	100.0	100.0
借地 価 額	部分所有農	25.8	18.3	10.3	5.3
	借 地 農	17.9	23.6	13.9	7.1
	小 計	43.7	41.9	24.2	12.4
マネジャー農場価額		11.5	2.4	1.1	0.3
自作 地 価 額	部分所有農	26.2	22.3	15.6	9.3
	自 作 農	18.6	33.4	59.0	78.0
	小 計	44.8	55.7	74.6	87.3
	担当農場 ⁽¹⁾	33.4	33.0	30.9	35.8
	非担当農場 ⁽¹⁾	11.4	22.7	43.7	51.5
担当債務率		7.8	9.2	7.8	11.3

1964 Census, Farm Debt, pp. 51-54, pp. 139-140, pp. 181-183より計算。

(1) 担当農場価額には担当債務を有する借地農の所有地(貸付地)とマネジャー雇用主の所有地の価額を含むが、その割合は小さい。非担当農場の価額は自作地価額より担当農場価額を差引いて計算。第10表も同様である。

ル) ほどしか所有していないが、借地は53% (691億ドル中368億ドル)、マネジャー農場は85% (114億ドル中97億ドル) を保有しており、合衆国の所有と経営の分離している農地(後二者)の過半は大経営の手に集中している。したがって、第9表にみられるとおり販売額2万ドル以上の農場では、農場総価額の44%が借地価額、11%がマネジャー農場価額で、土地所有と経営の分離している両者が総価額の55%を占めている。

他方、販売額5,000ドル未満の農場、兼業農場が大半を占める「その他」の農場では、借地価額の百分比は12~24%にすぎず、マネジャー農場のそれもごくわずかである。この両階層は自作地が75~87%と農地の大半を占めており、しかも、販売額2万ドル以上の農場と異なり、部分所有農にくらべて一般に抵当農場の比率の低い自作農の自作地が大部分である(5,000ドル未満の農場では59%、「その他」農場では78%)。

次に自作地内部に立ち入って抵当債務の状況を見ると、販売額2万ドル以上の農場では自作地価額が農場総価額の45%だが、その4分の3(33%)を抵当農場が所有しており、非抵当農場が所有する自作地は4分の1にすぎない。他方、自作地が農地の大半を占める販売額5,000ドル未満の農場および「その他」農場では、抵当農場は自作地価額の40%ほどしか所有しておらず(前者は75%中31%、後者は87%中36%)、自作地の過半を非抵当農場が所有している。

さらに抵当債務額についてみると、販売額2万ドル以上の農場の債務額は農場総価額のほぼ8%あり、抵当農場価額(33%)の4分の1弱の所有権は事実上、抵当債権者の手に移っている。したがって、合衆国の農業生産の60%以上を担うこの販売額2万ドル以上の農場では、借地およびマネジャー農場価額の55%と自作地の抵当債務額8%を加えると合計63%となり、合衆国の最大規模の農場では農地全体のほぼ3分の2の所有者と経営者が分離していることがわかる。同様にして販売額5,000~2万ドルの農場でも、53%の農地は分離している。他方、農場数のうえでは多数を占める販売額5,000ドル未満の農場と「その他」農場では、借地および抵当債務の両形態をとって所有と経営の分離

している農地は各々33%と24%にすぎない。前節でも指摘したように、5,000ドル未満の農場では自作農が圧倒的多数を占めており、しかも、賃労働収入に生計費の多くの部分を依存するこれらの零細農場は債務能力に乏しく、抵当農場の百分比も小さいからである。

最後に、主要な農場の型別に土地所有の構造を総括しておこう。前節で各型の農場のもつ生産の特殊性によって、土地所有と経営の分離の形態および分離の程度がことなることを指摘したが、ここでは今一度借地と抵当債務の分析を一括して、農場全体の所有構造を考察する(第10表)。耕種作物のなかでは成育期間の短い商業的穀作や野菜農場、黒人借地農の比較的多い綿花農場では借地価額の比率が高く、農場総価額の48~55%と半数前後を占めており、マネジャ

第10表 土地所有の主要な農場の型別比較 (単位:%)

農場の型 価額		耕種作物				畜産			
		商業 穀作	商業作物			家禽	酪農	肉畜	牧畜
			綿花	野菜	果物				
農場総価額		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
借地 価額	部分所有農	26.4	27.7	32.1	7.0	10.5	18.0	16.3	
	借地農	29.0	22.8	15.8	2.7	2.8	15.8	16.0	
	小計	55.4	50.5	47.9	9.7	13.3	33.8	32.3	
マネジャー農場価額		0.8	5.0	10.8	28.5	4.8	1.6	4.3	
自作 地 価額	部分所有農	21.2	18.8	20.8	49.8	63.5	38.7	43.9	
	自作農	22.6	25.6	20.5	12.0	18.4	25.9	19.5	
	小計	43.8	44.4	41.3	61.8	81.9	64.6	63.4	
	抵当農場	25.4	32.4	21.7	41.3	49.4	42.1	33.8	
	非抵当農場	18.4	12.0	19.6	20.5	32.5	22.5	29.6	
抵当債務率		6.8	7.8	4.7	8.2	15.7	13.4	9.0	

1964 Census, Farm Debt, p. 55, p. 141, pp. 181-183より計算。

一農場価額を加えると野菜農場が59%でもっとも高いが、抵当農場価額は22～32%でいずれも借地にくらべて相対的に低い。他方、成育期間が長期で高額の本資本投下を必要とする果物農場では、借地価額の百分比は10%と小さいが、マネジャー農場価額と抵当農場価額は農場総価額の各々28%と41%におよぶ。抵当農場の百分比が高いのは舎飼いのため固定施設へ的高額の投資を必要とする家禽や酪農農場でも同様であって、前者の場合、借地価額の百分比は13%にすぎないが、抵当農場の価額は農場総価額のほぼ半分(49%)に達する。

つづいて抵当債務率を比較すると²⁵⁾、耕種作物では果物農場の8.2%を最高に、綿花・商業的穀作両農場がつづいており、野菜農場が5%弱でもっとも低い。しかし、所有と経営の分離している借地およびマネジャー農場価額を自作地の抵当債務額に加えると、前者が58.7%、後者が4.7%で合計63.4%の野菜農場が最高であり、綿花・商業的穀作両農場もこれとほぼ肩をならべている。生産の特殊性により借地の極端に少ない果物農場でも、マネジャー農場価額および自作地の抵当債務額の比率が高く、農地のほぼ半分(46%)の所有と経営が分離している。畜産部門の抵当債務率は耕種作物にくらべて一般に高く、家禽および酪農農場では農場総価額の16%と13%におよぶ。借地およびマネジャー農場価額と抵当債務額を一括して農場全体の所有と経営の分離した農地の百分比をみると、マネジャーの経営する大放牧農場の比率の高い牧畜農場(53%)を筆頭に、酪農(49%)、肉畜(46%)農場とつづき、借地の少ない家禽農場は34%で最も低い。

む す び

これまで農業センサス資料を中心に実証作業をすすめてきたが、最後に、本稿での一応の結論と今後に残された研究課題を要約して結びにかえたい。

前節までの分析結果から自明なように、合衆国の土地所有と農業経営の分離

25) 第10表の抵当債務率は自作農と部分所有農の抵当債務額の農場総価額に対する百分比なので、いずれの農場の型の債務率も、借地農やマネジャー農場を含む農場経営者全体の抵当債務額の農場総価額に対する百分比を算出した第5表の債務率よりわずかずつ低い。

は、借地および抵当債務の両形態をとって広範に進展し、伝統的な家族農場の基礎をなす農民的土地所有が資本制的土地所有へ転化しつつある傾向を確認できた。しかも、この土地所有と経営の分離は農業生産の集積を強めている資本主義的な大経営ほど顕著であり、農業生産の資本主義的進化と土地所有の資本制的形態への転化が、照応した関係にあることも確認できる。今日、合衆国では農産物販売額2万ドル以上の農場が、すでに農産物のほぼ3分の2を生産しているが、この少数の大経営では、借地により巨額の土地購入費を節減しつつ経営面積を拡張し、その資金を生産的投資にふりむけるとともに、抵当債務による信用の拡大によっても生産規模を拡張しており、借地や抵当債務が農場経営の資本主義的進化を促進する積極的な役割を果たしている。他方、農民の大多数を占める零細農場では、土地所有と経営の分離している農地の百分比は大経営にくらべてはるかに低い。零細農場の大部分はすでに家計のかなりの部分を賃労働収入に依存し、早晚、土地と労働力の最終的な分離をよぎなくされている半プロレタリア層であって、もはや、借地や抵当債務によって生産規模の拡張をはかることは一般に不可能になっている。時に零細農場でみられる抵当債務も、ほとんどが生活や経営の困窮からするそれであって、大経営のとは全く異質の、賃金労働者への零落を促進する債務である。

みられるとおり、本稿の主眼は農業センサス資料をもちいて合衆国農業における土地と労働力、土地と資本の分離の動向を実証的に分析することであり、労働力や資本から分離した土地の所有者が誰なのかは、本稿では一切問うてこなかった。もとより、合衆国の土地所有構造の全貌を解明するには、土地所有者・抵当債権者の正体を突き止めることが必要不可欠だが、主として農場経営者を調査の対象とするセンサス資料に依拠するかぎり、それはほとんど不可

26) 近年の農業センサスでは、土地所有者については1950年農業センサスの特別報告書「複合経営」(U. S. Bureau of the Census, *U. S. Census of Agriculture, 1950*, Vol. V, Part 2, Multiple-Unit Operations)で、南部のプランテーション農場の所有者の実態をある程度把握できるのみであり、抵当債権者についても、本稿で主として実証の素材とした1959年および1964年の農業センサスの2つの特別報告書などで、抵当債務の主要な貸付者——商業銀行・保険会社・連邦土地銀行(Federal Land Bank)など——を知ることができるのみである。

能である²⁶⁾。私的所有の核心にふれる土地所有の資料は、事例的なものとはともかく、合衆国の全体を包括できるそれは入手が一般に困難だが、今後、新たな資料をできるかぎり収集して、土地所有者・抵当債権者の所有の実態を分析したい。紙幅に限りのある本稿では、以下に、現代アメリカの土地所有構造の全貌を今後解明するうえで、とりわけ重要と思われる研究課題を要約するだけにとどめたい。

そのひとつは、B. И. レーニンをはじめ、1920年代、30年代のアメリカ農業を分析した П. И. リヤンチェンコ、A. ロチェスターが言及している金融資本による土地集中の問題である。金融機関（商業銀行・保険会社など）、鉄道会社、農業関連会社（農業資材会社・食品工業会社など）等の独占的企業による土地の集中は、今日では土地投機・抵当債務などの形態をとってますます進展しており、現代アメリカの土地問題を研究するうえで、最重要な課題のひとつになっている²⁷⁾。

第2は、ニュー・ディール期に本格化した農業制度金融の問題である。合衆国の農民によって今日広範に利用されている連邦土地銀行 (Federal Land Bank) や農家更生局 (Farm Home Administration) などの制度金融が、アメリカ農業の発展傾向と土地所有の動向にいかなる作用を及ぼしているか、また、商業銀行や保険会社の農業金融といかなる関係にあるかを考察したい。

第3は、これまで一般に奴隷制の経済的遺制と特徴づけられてきた南部のプランテーション農場の最近の傾向である²⁸⁾。周知のように、大恐慌以後、それ

27) В. И. Ленин, *там же*, стр. 86, 前掲訳, 108 ページ, П. И. Леященко, *Социальная экономика сельского хозяйства*, 1930, 直井武夫訳「マルクス主義農業経済学」(上), 昭和7年, 269-294 ページ, A. Rochester, *Why farmers are poor*, 1940, pp. 106-112 を参照。最近の事態についてはさしあたり, V. Perlo, *The Negro in Southern Agriculture*, 1953, pp. 66-69, pp. 113-114, Н. А. Цаголова, В. А. Кирова (ред.), “Капитал” К. Маркса и проблемы современного капитализма, 1968, стр. 415-420, 宇高基輔訳「資本論と現代資本主義の諸問題」昭和44年, 390-395 ページ参照。

28) たとえば, В. И. Ленин, *там же*, стр. 37-38, 前掲訳, 47 ページ, V. Perlo, *op. cit.*, pp. 70-81, W. Z. Foster, *The Negro People in American History*, 1954, pp. 535-536, 貫名美隆訳「黒人の歴史——アメリカ史のなかのニグロ人民——」, 昭和45年, 551-553 ページ, 菊地謙一「アメリカにおける前資本制遺制——南部のプランテーション制度——」, 昭和30年, 6-13 ページ参照。

までプランテーション農場を支えてきたシェア・クロッパーが大量に離農し、今日では1930年当時の6分の1弱にまで減少しているが、この過程でプランテーション農場は「解体」しつつあるのか、あるいは、存続しているとしても農場の内実に変質して、奴隷制的遺制が消失し資本主義的性格が深化しつつあるのか、土地所有の形態は資本制形態に転化しつつあるのか否かが解明されなければならない。

最後は、公有地の利用をめぐる問題である。西部地方にとくに集中している連邦政府および州政府の所有地は、放牧地等の農用地として農民へ広範に貸し出されており、この地方の農場の経営面積全体のなかでかなりの比重を占めている²⁹⁾。西部地方の土地所有構造の全貌を把握するには、この公有地利用の実情と政府の公有地政策をあらためて検討する必要がある。

合衆国の土地所有構造は、土地所有者の側面からのこのような諸課題を研究したのち、はじめてその全貌を解明することができるのであって、農場経営者の側面から分析した2つの論文——主として借地制度の面から分析した別稿と抵当債務の面から分析した本稿——は、そのための実証作業の一部分である。

29) 拙稿、前掲論文、266ページ、272ページ。